

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目2番13号

川 岸 工 業 株 式 会 社

代表取締役社長 金本 秀雄

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）17時30分までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 7階会議室
（本総会は昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の株主総会会場案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第73期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）
事業報告ならびに計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件
第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

お願い (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。
(2) 株主総会参考書類、事業報告ならびに計算書類に修正する必要がある場合には、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.kawagishi.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に見合った配当を安定的に行うとともに、競争が厳しい鉄骨業界において、企業体質の強化及び事業の伸展による経営の安定を図るべく内部留保を充実させることを勧奨して決定することとしております。

当期につきましては、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類、割当てに関する事項およびその総額

配当財産の種類は金銭とし、当社普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、232,949,760円となります。

② 剰余金の配当の効力が生ずる日

2019年12月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

配当平均積立金 240,000,000円

別途積立金 500,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 740,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 川岸隆一氏が退任するとともに、取締役6名が任期満了となります。つきましては、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
1	<small>か な も と ひ で お</small> 金本秀雄 (1950年8月24日生)	1973年4月 当社入社 1986年9月 当社千葉第五工場長 1995年10月 当社千葉第一工場長 1998年12月 当社取締役 1999年12月 当社営業部長 2001年10月 川岸ブランニング(株)取締役 2005年12月 当社東京支店製造担当 兼千葉第一工場長 2007年4月 当社東京支店製造担当 兼工務部長兼橋梁工事部長 2008年2月 当社東京支店製造部長 兼工務部長 2008年12月 当社常務取締役東京支店製造本部長 兼工務部長 2011年4月 当社常務取締役中国支店長 2012年12月 当社専務取締役大阪・中国地区担当 兼中国支店長 2014年4月 当社専務取締役西日本地区担当 2015年12月 当社代表取締役社長(現職) 2016年12月 川岸ブランニング(株)代表取締役(現職)	3,500株
(取締役候補者とした理由) 金本秀雄氏は、入社以来、製造部門、営業部門、工務部門を歴任してまいりました。また、1998年に当社取締役に就任して以来、当社の経営に携わってまいりました。2015年には当社代表取締役に就任し、当社の事業拡大に努めるとともに、経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてまいりました。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
2	もり た けい じ 森田 祐 司 (1957年 8 月20日生)	1981年 4 月 三菱商事(株)入社 2004年 7 月 (株)メタルワン建材 (現 エムエム建材(株)) 関西支社建築建材・形鋼部長 2011年 4 月 同社執行役員営業第一本部副本部長 兼建築建材部長 2011年12月 当社社外取締役 2012年 4 月 (株)メタルワン建材 (現 エムエム建材(株)) 執行役員営業第一部長 2014年11月 三井物産メタルワン建材(株) (現 エムエム建材(株)) 常務執行役員中部支社長 2015年 4 月 同社常務執行役員第一営業本部長 2017年12月 当社社外取締役退任 2018年 3 月 三菱商事(株)退社 2018年 4 月 当社顧問 2018年12月 当社常務取締役東京支店長 (現職)	一株
		(取締役候補者とした理由) 森田祐司氏は、長年にわたり大手商社において鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する幅広い知見と企業経営者としての経験を有しており、2018年12月に当社取締役就任し、当社の経営に携わってまいりました。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	
3	まつ もと まさ のり 松本 正 憲 (1969年 2 月 2 日生)	1991年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社中国支店支店次長 2013年 4 月 当社中国支店副支店長 2014年 4 月 当社西日本支店長 2015年 1 月 当社執行役員西日本支店長 2016年12月 当社取締役西日本支店長 (現職)	1,000株
		(取締役候補者とした理由) 松本正憲氏は、入社以来、一貫して中国支店(現 西日本支店)の業務に携わっており、2014年4月からは西日本支店の支店長として、支店運営の責任者を務め、支店業績の拡大に努めてまいりました。また、2016年12月には当社取締役に就任し、当社の経営に携わってまいりました。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
※4	はやし のぶ ひこ 林 伸 彦 (1965年5月21日生)	1991年4月 (株)協和埼玉銀行 (現(株)りそな銀行) 新宿新都心支店入行 2012年10月 (株)りそな銀行名古屋支店第五部長 2018年10月 当社事務部長 2019年10月 当社業務統括部長 (現職)	一株
	(取締役候補者とした理由) 林伸彦氏は、大手銀行における豊富な経験と、財務・人事に関する幅広い知識を有しております。 以上のことから、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
5	きよ とき やす お 清 時 康 夫 (1956年11月23日生)	1979年4月 丸紅(株)入社 2001年4月 丸紅鉄鋼建材(株) (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)鉄構部長 2001年10月 伊藤忠丸紅テクノスチール(株) (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)建築建材部長 2008年4月 同社取締役建築建材部長 2011年12月 同社社外取締役 (現職) 2012年4月 伊藤忠丸紅テクノスチール(株) (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)取締役関西支社長 2013年4月 同社常務取締役営業第二本部長 兼関西支社長 2015年4月 同社取締役兼常務執行役員 営業第二本部長 2016年4月 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼専務執行役員 営業第三本部長 2018年4月 同社取締役兼副社長執行役員 建築・鉄構部門長 (現職) (重要な兼職の状況) 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼副社長執行役員建築・鉄構部門長	一株
	(社外取締役候補者とした理由) 清時康夫氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
6	<p style="text-align: center;">やま した だい 山 下 大 (1965年10月19日生)</p>	<p>1988年4月 日商岩井(株)入社 2003年1月 (株)メタルワン入社 2007年10月 (株)メタルワン建材 (現 エムエム建材(株))条鋼営業部長 2013年4月 (株)メタルワン建材西日本 (現 エムエム建材(株))代表取締役社長 2013年10月 (株)メタルワン建材 (現 エムエム建材(株))営業第一本部 副本部長 2014年11月 三井物産メタルワン建材(株) (現 エムエム建材(株))第一営業本部 副本部長 2015年4月 エムエム建材エンジニアリング(株) 取締役 (現職) 2017年12月 当社社外取締役 (現職) 2018年4月 エムエム建材(株)常務執行役員 第一営業本部長 (現職)</p> <p>(重要な兼職の状況) エムエム建材(株)常務執行役員第一営業本部長 エムエム建材エンジニアリング(株)取締役</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由) 山下大氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
7	曾田 弘道 (1944年2月8日生)	1968年4月 日本鋼管(株)(現 ジェイ エフ イー ホールディングス(株))入社 2002年4月 同社総合エンジニアリング事業部鋼構 造本部参与 2006年4月 (株)サクラダ入社、顧問 2006年6月 同社代表取締役社長 2012年11月 同社代表取締役社長退任 2015年12月 当社社外取締役(現職)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 曾田弘道氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い識見を当社取締役会の意思決定および経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			

(注)①※は新任の取締役候補者であります。

②候補者7名と当社との間には特別の利害関係はありません。

③清時康夫氏、山下大氏および曾田弘道氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は曾田弘道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

④当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第31条において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。これにより、清時康夫氏、山下大氏および曾田弘道氏の各氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結時をもって、監査役工藤健二氏は任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
工藤健二 (1945年5月28日生)	1968年4月 ㈱松田設計事務所入社 1979年1月 川岸興産㈱入社 1985年5月 川岸興産㈱代表取締役社長（現職） 1991年4月 ㈱エイアンドエイ連合 代表取締役社長 2003年12月 当社社外監査役（現職） (重要な兼職の状況) 川岸興産㈱代表取締役社長	4,000株
(社外監査役候補者とした理由) 工藤健二氏は、一級建築士としての建築設計業界の知見とともに、長年にわたる企業経営者としての経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本總會終結の時をもって16年となります。		

- (注) ①候補者工藤健二氏が代表取締役である川岸興産㈱は、当社との間で不動産賃貸借に係る取引があります。
- ②候補者工藤健二氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
- ③当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第40条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。これにより、工藤健二氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年12月20日開催の第70回定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）とご承認をいただき本日に至っておりますが、取締役の責務や期待される役割が増していること、将来的な事業拡大を見据えた取締役の増員に備え、優秀な人材を確保するために競争力ある報酬水準とすることなど諸般の事情を勘案し、賞与を含めた1事業年度あたりの取締役の報酬等の額を年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

本總會終結時をもって退任されます取締役川岸隆一氏および監査役河原正孝氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かわ ぎし りゅう いち 川 岸 隆 一	1979年12月 当社取締役
	1993年12月 当社常務取締役
	1996年12月 当社代表取締役社長
	2015年12月 当社代表取締役会長 現在に至る
かわ はら まさ たか 河 原 正 孝	2012年12月 当社常勤監査役
	2018年12月 当社監査役 現在に至る

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2019年10月21日の取締役会において、役員退職慰労金制度を本定時株主總會終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役6名および第3号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される監査役1名を含めた在任中の監査役3名に対し、それぞれ本定時株主總會終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役および監査役の退任時としたうえで、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かな もと ひで お 金 本 秀 雄	1998年12月 当社取締役 2008年12月 当社常務取締役 2012年12月 当社専務取締役 2015年12月 当社代表取締役社長 現在に至る
もり た ゆう じ 森 田 祐 司	2018年12月 当社常務取締役 現在に至る
まつ もと まさ のり 松 本 正 憲	2016年12月 当社取締役 現在に至る
きよ ととき やす お 清 時 康 夫	2011年12月 当社社外取締役 現在に至る
やま した だい 山 下 大	2017年12月 当社社外取締役 現在に至る
そ だ ひろ みち 曾 田 弘 道	2015年12月 当社社外取締役 現在に至る
はこ ぎき かず ひこ 箱 崎 一 彦	2018年12月 当社常勤監査役 現在に至る
く どう けん じ 工 藤 健 二	2003年12月 当社社外監査役 現在に至る
き むら じゅん いち 木 村 純 一	2017年12月 当社社外監査役 現在に至る

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年12月20日開催の当社第70回定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内（ただし、使用者兼務取締役の使用人分給与は含まない。以下同じ））として、ご承認をいただいておりますが、第4号議案「取締役の報酬等の額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬等の額は年額240百万円（うち社外取締役分は年額30百万円以内）となります。

今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものです。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60百万円以内といたします。また、対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年70千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という）が満了する前に上記（1）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2018年10月1日)
(至 2019年9月30日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度の我が国経済は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、生産、輸出、設備投資の一部に弱さがみられるものの緩やかな拡大傾向で推移しました。一方で、海外経済の減速、日韓関係の悪化、日本国内で多発した自然災害による景気への影響等、先行きが見通せない状況が続いております。

当業界におきましては、首都圏を中心とした東京五輪関連施設のピークアウト、工場や店舗、住宅関連の需要鈍化を背景に、2019暦年上半期の鉄骨需要量が約232万トンにとどまる端境期となりました。一方で東京五輪閉幕後に開始される大型再開発案件等に対する工期ずれ対応、高力ボルト等の円滑な調達、人件費等の高騰懸念、働き方改革の端を発する諸問題への取り組み等が課題となっております。

このような状況において、当社は受注に鋭意努力しましたが、受注高は通期で前期比19.2%減の18,395百万円となりました。当期末の受注残高も、前期比29.9%減の11,025百万円にとどまりました。

また、完成工事高は前期に比べ、10.3%減の23,102百万円となりました。

(鉄骨事業)

主な受注工事は「大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発事業施設建築物等新築工事」、「(仮称)住友不動産芝浦三丁目計画」、「(仮称)東新橋1丁目計画新築工事」、「横須賀火力発電所1、2号機建設工事」、「株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所3CGL建設工事」、「マイクロンメモリジャパン合同会社F2棟及びC4棟建設プロジェクト」、「三隅発電所2号機建設工事のうち本館建物その他工事」であります。

主な完成工事は「(仮称)OH-1計画新築工事」、「(仮称)竹芝地区開発計画(業務棟)新築工事」、「ナショナルトレーニングセンター拡充棟(仮称)新営その他工事」、「三井不動産インダストリアルパーク印西Ⅱ」、「テルモ山口株式会社プロジェクト維新3号棟新築工事」、「熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事【東工区】」、「山口大学(医師)診療棟・病棟新営その他工事」であります。

(プレキャストコンクリート事業)

主な受注工事は、「(仮称)千葉県鴨川市浜荻計画」、「(仮称)国際医療福祉大学成田病院新築工事」、「(仮称)竹芝地区開発計画(業務棟)新築工事」であります。

主な完成工事は、「武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事」、「(仮称)横浜市中区北中通5丁目計画」、「(仮称)新宮下公園等整備事業」であります。

損益面では、鋼材価格の高騰や人件費の上昇等が影響した結果、営業利益は1,390百万円（前期比51.7%減）、経常利益は1,566百万円（同49.1%減）、当期純利益は1,099百万円（同48.3%減）となりました。

受注高、完成工事高および繰越受注高

（単位：百万円）

区 分	前期繰越 受注高	当 期 受注高	合 計	当期完成 工事高 (売上)	次期繰越 受注高
鉄 骨	15,394	17,665	33,060	22,225	10,835
プレキャストコンクリート	337	729	1,067	876	190
合 計	15,732	18,395	34,127	23,102	11,025

（２）設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資額は、作業効率向上を目的とした機械装置更新を中心に総額544百万円であります。

機械装置で主なものは、山口工場の10 t 門型クレーン 2 基新設、千葉第三工場の10 t 門型クレーン 2 基・高圧受変電設備の更新及び山口工場と岡山工場のドリルマシン更新で288百万円であります。

（３）資金調達の状況

該当する事項はございません。

（４）会社が対処すべき課題

東京五輪閉幕後に首都圏を中心とした大型再開発案件の出件があるものの、全国的に鉄骨需要量が減少する端境期となっており、特に地方の中小物件において受注が難航していることに加え、技術者・技能者の確保、原材料価格等の高騰、働き方改革をはじめとした関係法令への対応など、当社を取り巻く経営環境は予断を許さない状態が続いております。当社はこのような経営環境の中、引き続き生産部門の技術力強化、生産設備の充実、品質管理の徹底、人材の確保・育成、社内システムの見直しなどに取り組んでまいります。

具体的には、

- ① 工場レイアウト等の見直しによる生産体制の合理化を目的に、千葉第一工場の事務所を移設するとともに、工場建屋の増設、製品置場等の拡張を行うほか、山口工場、筑波工場等においても製造設備の新設・更新に取り組んでまいります。
- ② 社内管理体制の見直しおよび3D-CADソフトの積極的な活用を進め、高度な要求品質に応えられる効率的な業務運営に努めてまいります。
- ③ ISOに基づいた品質管理体制を徹底するとともに、無駄の排除と迅速な生産工程の遵守に努め、さらに顧客より信頼される企業を目指してまいります。
- ④ 人材の確保に努め、技術の継承、安全の徹底等の教育に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第70期 (2016年9月期)	第71期 (2017年9月期)	第72期 (2018年9月期)	第73期 (当事業年度 2019年9月期)
受 注 高(百万円)	20,068	25,185	22,773	18,395
完 成 工 事 高(百万円)	18,361	19,587	25,746	23,102
当 期 純 利 益(百万円)	2,051	2,151	2,124	1,099
1株当たり当期純利益 (円)	140.78	738.38	729.61	377.52
総 資 産(百万円)	23,184	25,650	28,979	27,197
純 資 産(百万円)	18,771	20,852	22,725	23,276
1株当たり純資産額 (円)	1,288.36	7,157.56	7,803.75	7,993.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により、それぞれ算出しております。
2. 2018年4月1日付で当社株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、第72期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年9月30日現在）

当社は、建設業法による特定建設業者として、国土交通大臣（特-29）第2581号の許可を受け、鉄骨構造物、建築用プレキャストコンクリート製品等の工事を受注し、工場において製作、組立を行い、現場工事施工を行う事業およびこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（2019年9月30日現在）

(イ) 営業所：本社、東京支店（東京都）、西日本支店（山口県）

(ロ) 工 場：千葉第一工場、千葉第三工場（千葉県）、筑波工場（茨城県）
山口工場（山口県）、岡山工場（岡山県）、大阪工場（大阪府）

(9) 従業員の状況（2019年9月30日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
325人	22人増	40.2歳	13.1年

(10) 主要な借入先（2019年9月30日現在）

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (イ) 発行可能株式総数 8,000,000株
(ロ) 発行済株式総数 3,000,000株（自己株式88,128株を含む）
(ハ) 当期末株主数 1,829名（前期末比93名増）
(ニ) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	500 ^{千株}	17.1 [%]
株式会社メタルワン	500	17.1
川岸興産株式会社	155	5.3
J F E スチール株式会社	139	4.7
S M B C 日興証券株式会社	83	2.8
川岸隆一	82	2.8
株式会社りそな銀行	62	2.1
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	55	1.9
株式会社千葉興業銀行	34	1.1
INTERACTIVE BROKERS LLC	31	1.0

(注) (1) 当社は、自己株式88,128株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
(2) 持株比率は自己株式（88,128株）を控除して計算（端数切り捨て）しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2019年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 岸 隆 一	
代表取締役社長	金 本 秀 雄	
常務取締役	森 田 祐 司	東京支店長
取締役	松 本 正 憲	西日本支店長
取締役	清 時 康 夫	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱取締役 兼副社長執行役員建築・鉄構部門長
取締役	山 下 大	エムエム建材㈱常務執行役員第一営業本部長 エムエム建材エンジニアリング㈱取締役
取締役	曾 田 弘 道	
常勤監査役	箱 崎 一 彦	株式会社栗本鐵工所社外監査役
監査役	河 原 正 孝	
監査役	工 藤 健 二	川岸興産㈱代表取締役社長
監査役	木 村 純 一	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱執行役員 管理本部長兼審査法務部長

- (注) (1) 取締役清時康夫、山下大、曾田弘道の3氏は、社外取締役であります。
 (2) 監査役工藤健二、木村純一の両氏は、社外監査役であります。
 (3) 取締役曾田弘道、監査役工藤健二の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 (4) 常勤監査役箱崎一彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 (5) 監査役河原正孝氏は、長年、当社の経理業務を担当した経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 (6) 2019年9月30日現在の執行役員とその担当は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	金本 秀雄	
常務執行役員	森田 祐司	東京支店長
執 行 役 員	松本 正憲	西日本支店長
執 行 役 員	波川 智明	経営企画部長
執 行 役 員	松本 龍丈	東京支店 営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	92,971千円 (4,906千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	19,189千円 (1,412千円)
合計	11名	112,161千円

- (注) 1. 2016年12月20日開催の第70回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額120百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。
2. 報酬等の総額には、当期の役員退職慰労引当金繰入額1,485千円（取締役1,069千円、監査役415千円）を含んでおります。
3. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

地位	氏名	兼任の状況
取締役	清時 康夫	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱取締役兼副社長執行役員 建築・鉄構部門長
取締役	山下 大	エムエム建材㈱常務執行役員第一営業本部長 エムエム建材エンジニアリング㈱取締役
監査役	工藤 健二	川岸興産㈱代表取締役社長
監査役	木村 純一	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱執行役員 管理本部長兼審査法務部長

- (注) (1) 伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱は当社の大株主であり、当社と鋼材取引および鉄骨等工事請負取引があります。
 (2) エムエム建材㈱は当社と鋼材取引および鉄骨等工事請負取引があります。
 (3) 川岸興産㈱は当社の大株主であり、当社本社ビルの所有者であります。
 (4) 当社とエムエム建材エンジニアリング㈱との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

- ・取締役 清時 康夫 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・取締役 山下 大 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・取締役 曾田 弘道 当事業年度の取締役会12回中11回に出席し、主に企業経営に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・監査役 工藤 健二 当事業年度の取締役会12回中11回に出席し、また、監査役会10回中9回に出席し、一級建築士としての建築設計業界における知見とともに、企業経営に携わっている経験に基づき、適宜発言しております。
- ・監査役 木村 純一 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	21,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) (1) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画概要書などを確認し、従前の事業年度における職務執行状況などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
- (3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の報酬はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記に準ずる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

(内部統制の基本的な考え方)

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じ、様々な利益をもたらすと同時に、ディスクロージャーの全体の信頼性を確保することになります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役は自己の担当する業務に係る法令を遵守し、業務を運営する責任と権限を有します。
 - ii 監査役は独立の機関として、取締役の職務の執行を監査します。
 - iii 業務統括部長を内部監査人として位置付け、業務運営の状況について監査を行います。
 - iv 業務統括部にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンスに係る行動規範、規程の制定をはかります。
 - v 「内部通報規程」を定め、社内規則及び企業倫理、社会通念等に違反する事実の早期発見を図るとともに、通報者がいかなる不利益も受けないことを明確にしています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役会議事録は、法令に従い作成し、適切に保存・管理しています。
 - ii 重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、職務の執行に係る重要な文書は、適切に保存・管理しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 損失の危険(リスク)については、「リスク・コンプライアンス規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めます。
 - ii 毎年9月、鉄骨需要の見通し、新技術・設備動向、顧客の動静、競合他社の動静等を調査、情報を集約し経営計画の見直しを行い、取締役会で審議します。
 - iii 決定された経営計画に基づき、支店、工場ごとの年度予算を策定し、業績管理を行います。
 - iv 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、重要な取締役会付議事項の事前協議及び取締役会決議事項の事後報告を実施する会議体として、経営会議を毎月1回開催します。さらに、経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入しています。

- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社、関連会社の管理担当者は、当社のコンプライアンス方針が各社に伝達され、当社の方針に背馳することがないように徹底する責任を負います。
 - ii 当社は、定期的に子会社の取締役等と連絡会議を開催し、子会社の業務執行状況、法令遵守状況等の報告を義務づけています。
 - iii 当社は、子会社も含めた年度予算を策定し、その進捗管理等を実施することを通じて、職務執行の効率化を図ります。
 - iv 子会社における経営上の重要事項の決定に関しては、当社への事前報告・協議を義務づけるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を派遣し、適切な指導・監督を行います。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- コンプライアンス担当者は監査役会事務局員を兼ねます。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- コンプライアンス担当者（兼監査役会事務局員）の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を得た上で決定します。また、監査役は、当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有します。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- i 取締役は、取締役会の権限に関する法令、定款を遵守するとともに、下記事項については、取締役会に報告する義務を負います。以って、監査役への報告を兼ねます。
 - a. 会社に著しい損害が生ずるおそれのある場合
 - b. コンプライアンス違反が発生した場合
 - c. 内部監査の実施結果
 - d. 品質欠陥の発生状況
 - e. 労働災害の発生状況
 - ii 前項に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、使用人に対し、監査役の調査権限及び報告を求める権限に関する法令の定めを周知徹底します。
 - iii 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議又は委員会へ出席することができます。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内規則に「内部通報制度」を定め、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底しています。
- ⑨ 監査費用等の処理に係る方針
通常監査費用については、会社の事業計画及び監査役等の監査計画に応じて予算化し、企業不祥事発生時等の緊急の監査費用も含めて、請求のあった後、速やかに処理します。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
上記⑤から⑨のほか、監査役監査活動が円滑に行われるよう環境整備に協力し、代表取締役との定期協議も実施しています。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
財務報告の信頼性を確保するための必要な内部統制体制を整備します。

(反社会的勢力排除に関する考え方)

当社は、反社会的勢力と関係を持つことは、社会的責任に反することと認識し、外部専門機関と連携し、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を行いません。

(反社会的勢力排除に関する整備状況)

- a. 「反社会的勢力排除に関する規程」により、反社会的勢力に対する基本方針、対応部署及び対応方法を明確化。
- b. 社内規則に、服務規律として、反社会的勢力との関係排除、不当要求の拒絶を規定し、従業員に周知。
- c. 外部専門機関と連携し、その情報を収集し、必要に応じ社内に周知。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスコードへの取り組みについて、取締役会の適切な運営およびガバナンスの向上を図るために、大変重要視しております。この取り組みを継続して取締役会の機能向上、企業価値の向上を図ってまいります。

取締役会は、社外取締役3名を含む7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は毎月1回開催し、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。

監査役会においては、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

また、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した基本計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,990,810	流動負債	3,283,235
現金預金	4,431,086	工事未払金	2,513,444
受取手形	448,385	リース負債	2,180
完成工事未収入金	13,855,212	未払金	215,514
完成工事支出金	981,030	未払費用	200,560
未材貯蔵品	190,252	未成工事受入金	213,457
未収入金	13,579	預り金	41,483
そ の 他	75,627	賞与引当金	59,738
貸倒引当金	△4,364	そ の 他	36,857
固定資産	7,206,914	固定負債	637,914
有形固定資産	6,003,419	繰延税金負債	51,921
建物・構築物	1,226,310	退職給付引当金	185,772
機械・運搬器具	1,166,912	役員退職慰労引当金	127,813
工具器具備品	24,143	補償損失引当金	240,000
土地	3,461,504	そ の 他	32,407
建設仮勘定	124,549		
無形固定資産	15,206	負債合計	3,921,150
投資その他の資産	1,188,288	(純資産の部)	
投資有価証券	649,727	株主資本	23,066,715
関係会社株	4,650	資本金	955,491
長期貸付金	27,115	資本剰余金	572,357
長期前払費用	9,039	資本準備金	572,129
前払年金	190,383	その他資本剰余金	227
保険積立金	65,949	利益剰余金	21,685,118
賃貸不動産	236,883	利益準備金	238,872
そ の 他	30,790	その他利益剰余金	21,446,245
貸倒引当金	△26,250	固定資産圧縮積立金	30,042
		配当平均積立金	720,000
		別途積立金	19,368,000
		繰越利益剰余金	1,328,203
		自己株式	△146,252
		評価・換算差額等	209,858
		その他有価証券評価差額金	209,858
資産合計	27,197,724	純資産合計	23,276,574
		負債・純資産合計	27,197,724

損 益 計 算 書

(自 2018年10月1日)
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
完成工事高		23,102,198
完成工事原価		20,958,074
完成工事総利益		2,144,124
販売費及び一般管理費		753,512
営業利益		1,390,611
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,492	
その他	206,663	239,156
営業外費用		
支払利息	1,717	
その他	61,434	63,151
経常利益		1,566,615
税引前当期純利益		1,566,615
法人税、住民税及び事業税	430,249	
法人税等調整額	37,035	467,285
当期純利益		1,099,330

株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日)
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	955,491	572,129	227	572,357	238,872	31,140	540,000	17,768,000	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当(注)									
当 期 純 利 益									
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,098			
配当平均積立金の積立(注)							180,000		
別途積立金の積立(注)								1,600,000	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△1,098	180,000	1,600,000	
当 期 末 残 高	955,491	572,129	227	572,357	238,872	30,042	720,000	19,368,000	

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	2,371,792	20,949,806	△145,444	22,332,210	393,435	22,725,646	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当(注)	△364,018	△364,018		△364,018		△364,018	
当 期 純 利 益	1,099,330	1,099,330		1,099,330		1,099,330	
固定資産圧縮積立金の取崩	1,098	-		-		-	
配当平均積立金の積立(注)	△180,000	-		-		-	
別途積立金の積立(注)	△1,600,000	-		-		-	
自己株式の取得			△807	△807		△807	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△183,576	△183,576	
当 期 変 動 額 合 計	△1,043,589	735,312	△807	734,504	△183,576	550,927	
当 期 末 残 高	1,328,203	21,685,118	△146,252	23,066,715	209,858	23,276,574	

(注) 2018年12月20日の定時株主総会の剰余金処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 満期保有目的の債券 償却原価法
 - ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券
 - イ. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 未成工事支出金・材料 個別法による原価法
（材料については、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ② 貯蔵品 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物〔建物附属設備を除く〕並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間〔5年〕に基づく定額法）
 - ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - ④ 長期前払費用 定額法
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 補償損失引当金 過去の完成工事に係る瑕疵担保責任に対する補償見積額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産及び賃貸不動産の減価償却累計額 8,158,898千円
- (2) 偶発債務
- ① 受取手形裏書譲渡高 532,564千円
- ② 高層分譲住宅の外壁PCタイトルの剥落について
当社が過去に製作しました高層分譲住宅の一部外壁タイトルの下地コンクリートからタイル剥落が発生し、調査を進めておりました。その補修費用等については、協議中ではありますが、当社の負担が見込まれる金額を補償損失引当金として計上しております。
なお、協議は現在も継続中であり、施工会社の提示内容と大きな乖離があり、協議次第では変動する可能性があります。
- (3) 関係会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|------|----------|
| 金銭債権 | 26,348千円 |
| 金銭債務 | 90,351千円 |

4. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	23,021,429千円
(2) 「完成工事原価」のうち関係会社からの仕入高	918,918千円
(3) 研究開発費の総額	5,894千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数	普通株式	3,000,000株
(2) 事業年度の末日における自己株式の種類及び数	普通株式	88,128株
(3) 事業年度中に行った剰余金の配当		

2018年12月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	364,018千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125円
基準日	2018年9月30日
効力発生日	2018年12月21日

(4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当	
-----------------------	--

2019年12月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

配当金の総額	232,949千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	80円
基準日	2019年9月30日
効力発生日	2019年12月23日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

補償損失引当金	73,080千円
賞与引当金	18,190千円
役員退職慰労引当金	38,919千円
退職給付引当金	56,567千円
貸倒引当金	9,322千円
会員権評価損	32,347千円
減損損失	48,794千円
その他	29,922千円
繰延税金資産小計	307,144千円
評価性引当額	△194,867千円
繰延税金資産合計	112,276千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△13,153千円
その他有価証券評価差額金	△91,879千円
前払年金費用	△59,100千円
その他	△65千円
繰延税金負債合計	△164,198千円
繰延税金負債の純額	△51,921千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、完成工事未収入金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており
ます。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、
顧客の財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係
を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リス
クに晒されておりますが、リスクは僅少であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおり
であります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてお
りません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 現金預金	4,431,086	4,431,086	—
② 受取手形	448,385	448,385	—
③ 完成工事未収入金	13,855,212	13,855,212	—
④ 未収入金	13,579	13,579	—
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	636,741	636,741	—
⑥ 長期貸付金	27,115	27,115	—
貸倒引当金(※1)	△26,250	△26,250	—
	865	865	—
資 産 計	19,385,868	19,385,868	—
① 工事未払金	2,513,444	2,513,444	—
負 債 計	2,513,444	2,513,444	—

(※1) 長期貸付金については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金預金、② 受取手形、③ 完成工事未収入金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によ
っております。

⑤ 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑥ 長期貸付金

長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額となっており、当該価額をもって時価としております。

負債

① 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注) 2. 投資有価証券及び関係会社株式に計上されている非上場株式（貸借対照表計上額はそれぞれ12,986千円、4,650千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価情報には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、山口県その他の地域において、賃貸用の工場跡地等を有しております。2019年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は63,698千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度期末時価 (千円)
当事業年度期首残高 (千円)	当事業年度増減額 (千円)	当事業年度期末残高 (千円)	
361,870	△514	361,356	1,223,839

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末時価は、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した評価額（指標等を用いて算定したものを含む）や貸借対照表計上額をもって時価としております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主	伊藤忠丸紅 住商テクノ スチール(株)	東京都 千代田区	3,000,000	鋼材販売 工事請負等	被所有 直接17.3	鋼材等購入 工事請負 役員の兼任	鋼材等購入 (注1)	1,325,022	工事未払金	492,721
							工事請負 (注2)	406,806	完成工事 未収入金	216,473

(2) その他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	エムエム建材(株)	東京都 港区	10,375,000	鋼材販売 工事請負等	—	鋼材等購入 工事請負 役員の兼任	鋼材等購入 (注1)	2,313,728	工事未払金	896,495
							工事請負 (注2)	—	完成工事 未収入金	—

(注) 上記(1)(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 材料の購入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 工事請負金額につきましては、見積書を提出し、交渉により決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 7,993.68円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 377.52円 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月 8 日

川岸工業株式会社

代表取締役社長 金本 秀雄 殿

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小松 一郎 ㊞

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川岸工業株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 騰本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備とともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月13日

川岸工業株式会社 監査役会

常勤監査役	箱崎 一彦	㊟
監査役	河原 正孝	㊟
社外監査役	工藤 健二	㊟
社外監査役	木村 純一	㊟

以上

